

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性職員が就業を継続し、活躍できる雇用環境の整備に取り組むことを目的に次の行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間
2. 内容
 - 長時間労働の是正に関する事項
目 標：長時間労働の是正等、働き方改革に向けた取り組みを行い、職員1人当たりの月平均残業時間を20時間以内とする。
 - 実施時期・取組内容
令和4年4月から
 - ◇定期的に課及び事業所ごとのミーティングを行い、ノー残業デーの周知徹底を図るとともに時間外労働の削減を推進する。
 - ◇上司による面談を行い、業務効率化の検討及び業務分担の見直しを図る。
3. その他
 - 女性活躍に関する情報公表
 - ◇全職員に占める女性職員の割合 90%
 - ◇管理職（課長、事業所長、園長）に占める女性職員の割合 91%